

栃木県外の医療機関で

妊産婦健康診査を受けるとき



下野市の委託医療機関以外（栃木県外の医療機関）で妊産婦健診を受ける場合、医療機関窓口での健診費用は全額自己負担となりますので、妊産婦健康診査助成金の申請をしてください。申請方法は次のとおりです。申請書は、市のホームページにもあります。

申請方法

- 下野市の「妊婦健康診査受診票」、「産後2週間・産後1か月健康診査受診票」を医療機関に提出し、妊産婦健診を受けてください。
(受診結果を医療機関で記入してもらってください。)
- 健診費用を直接、医療機関に支払い、領収書を受け取ってください。
(医療機関の窓口では全額自己負担になります。)



次の関係書類を添付し、最終の健診を受けてから1年以内に妊産婦健康診査助成金の申請をしてください。

- 妊婦健康診査受診票（結果が記入されていることが必要です。）
 - 産後2週間・産後1か月健康診査受診票（結果が記入されていることが必要です。）
 - 妊婦健康診査領収書の原本（必要があれば、原本確認後、お返しします。）
 - 妊産婦健康診査助成金交付申請書（押印と口座の記入も必要です。）
- 助成上限額は下記のとおりです。
※限度額を超える場合は自己負担となります。

	受診票回数	助成金額
妊婦健康診査	1回目	20,000円を上限とし、妊婦健康診査に要した額
	8回目	11,000円を上限とし、妊婦健康診査に要した額
	11回目	9,000円を上限とし、妊婦健康診査に要した額
	上記以外	各回5,000円を上限とし、妊婦健康診査に要した額
産婦健康診査（2回）		5,000円を上限とし、産後2週間・産後1か月健康診査に要した額

◆問合せ及び申請先

下野市 健康増進課 母子保健グループ

〒329-0492 下野市笹原26番地（下野市役所1階）

☎0285-32-8905

※栃木県外にも下野市と契約している医療機関が一部あります。